

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第18号

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年鳥取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。